勧 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、次の事項を実現するため、所要の措置を講 ずることを勧告します。

1 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

2 期末手当及び勤勉手当

- (1) 令和4年12月期の支給割合
 - ア イ及びウ以外の職員(会計年度任用職員を除く。)

勤勉手当の支給割合を 1.05 月分とすること。再任用職員にあっては、同手 当の支給割合を 0.5 月分とすること。

イ 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を 1.25 月分とすること。再任用職員にあっては、同手 当の支給割合を 0.6 月分とすること。

- ウ 特定任期付職員及び任期付研究員 期末手当の支給割合を 1.675 月分とすること。
- (2) 令和5年6月期以降の支給割合
 - ア イ及びウ以外の職員(会計年度任用職員を除く。)

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分とする こと。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、6月及び12月に支給される 同手当の支給割合をそれぞれ 0.475 月分とすること。

イ 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、6月及び12月に支給される同手当の支給割合をそれぞれ0.575月分とすること。

ウ 特定任期付職員及び任期付研究員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

3 55歳を超える職員の昇給制度

55歳(人事委員会が定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会が定めるもの)を超える職員の昇給について、一般職の職員の給与に関する条例第8条第1項、長野県学校職員の給与に関する条例第11条第1項及び長野県警察職員の給与に関する条例第8条第1項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、2の(1)については令和4年12月1日から、2の(2)及び3については令和5年4月1日から実施すること。